

# HOTLINE

税理士法人 ユーマス会計

株式会社 ユーマス経営

## 新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

今年も顧客企業のサービスと事務所の

新しい歴史の創造に向かって<sup>ぜんしん</sup>漸進します。



税理士法人ユーマス会計 代表社員 上田 光隆

皆様方には健やかに新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

創業52年を迎えまして、各位の永年のご厚誼、誠にありがとうございます。

私共の企業理念は「我々は顧客企業と事務所の限らない発展と、我々職員の幸せ追求のため共生の理想を実現する」と唱えています。

そのために職員は変化の速い税務や経営手法に対応するため、日ごろの勉強はもとより、顧客企業に対して常に新しい情報を提供できるように日々努力しています。

ゴーイングコンサーン《企業の永遠の繁栄》は企業の使命です。創業2～3年で消えゆく企業を見ていると誠に忍び難い気持ちでいっぱいです。

経営の核心は経営者社長様の永年のノウハウや新たな取組改善改革にあります。歴史は経営の在り方を猛烈な勢いで変革しています。明日の自社の経営に軸足を置き、自社の数年後の在り方を常に描いて、その目標に向かって邁進して頂かなければなりません。

そのためにも2～3年の短期経営計画、5～10年の経営計画が必要です。経営者の皆さま、新年を迎えるに先立ち来年の自社の姿、来年の今日の日をイメージして会社の姿を描こうではありませんか。

月面ロケットも人間の夢、長い研究の試行錯誤の結果、月への到達が実現した訳です。明日を夢見る心が経営者の本懐です。夢の実現に我々職員はお役に立ちたいと願っています。

今年も尚一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



## 弁護士と税理士の間隙!? 印紙税のはなし(4)【消費貸借・運送契約と印紙税】

### 1. はじめに

今回は第1号の2課税文書である「地上権又は土地の賃貸借の設定又は譲渡に関する契約書」をふれました。今回は第1号の3課税文書である「消費貸借契約書」と、第1号の4「運送に関する契約書」について解説を行い、第1号課税文書に関する解説を今回で終了させます。

### 2. 消費貸借に関する文書について (第1号の3)

そもそも論として、「消費貸借」という言葉自体があまり聞きなれない言葉かもしれませんが、とりあえずは「お金の貸し借り」と考えておけば、ほとんどの場面で通用します。

そして、お金の貸し借りに関する文書が、印紙税の対象となる課税文書になるということですので、金銭消費貸借契約書はもちろん、借用書(借用証書、領収書)、債務承認書などが典型的なものとなります。

#### (1) 返済条件等の変更契約書の取扱は?

いったん締結した金銭消費貸借契約書について、事後的に返済条件などの変更を行った場合に取引交わす文書(変更合意書)については、どのように取り扱われるのでしょうか。

結論から申し上げますと、第1号の3課税文書には該当しますが、「記載金額のない」ものとして取り扱われます(結果的には印紙税額は200円)。従前の契約書において債務額を記載している以上、事後的な返済条件等の変更契約書に記載する残元金は従前の契約書の金額を確認したものに基づき、新たな債務ではないという取り扱いになるからです。

#### (2) 準消費貸借契約書の切り替えた場合は?

商品売買の買掛債務や請負の報酬債務など、元々お金の貸し借りではない金銭負担について、お金の貸し借りという形態に巻き直す(切り替える)契約書の締結(準消費貸借契約)については、どのように取り扱われるのでしょうか。

これは新たに消費貸借契約を締結したことにほかなりませんので第1号の3課税文書に該当し、かつ契約書に記載した金額に応じて印紙税を納付する必要があります。

なお、準消費貸借契約に切り替えるメリットは消滅時効期間が延びることとされていましたが、近々予定されている民法改正によりこのメリットはなくなるものと予想されます。したがって、あえて準消費貸借契約に切り替えるという必要性は薄れていくかもしれません。

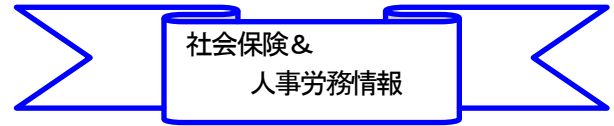
### 3. 運送に関する文書 (第1号の4)

大手であればともかく、中小の運送業を営む事業者の場合、そもそも荷主との間で契約書を締結していないという話もあるかもしれません。

こういった場合、運送業者は荷主に対し貨物引受書(荷物受取書、運送状など名称は色々あります)を発行したりすることが多いようなのですが、これらの書類について第1号の4課税文書になるか、実は検討する必要があります。

発行する書類の記載内容を見ないことには正確な判断ができませんが、大まかに言えば、第1号の4課税文書に該当することを前提に、運賃について具体的金額の記載があれば当該運賃額に応じた印紙税の納付が必要となります。一方、運賃について記載がない場合は、記載金額がないものとして印紙税額は200円になると考えておけば、ある程度は通用するのではないかと思います。

なお、よく勘違いされやすいのですが、非課税文書とされている「運送状」とは、運送業者が発行したものではなく、荷受人(発送人)が荷受人に対して発行するものを指します。この点は注意が必要です。



社会保険労務士 嶋田亜紀

## 助成金情報 ～両立支援等助成金。従業員の職業生活と家庭生活の両立を支援する取組を実施する事業主様～

### 再雇用評価処遇コース

妊娠・出産・育児又は介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、適切に評価され、配置・処遇される再就職制度を導入し、希望するものを採用した事業主様に支給されます。

#### 【支給額】

再雇用1人目・・・38万円（48万円＜生産性要件を満たした場合＞）

再雇用2～5人目・・・28.5万円（36万円＜生産性要件を満たした場合＞）

#### 【要件】 次の①、②のいずれも満たすことが必要

- ① 妊娠、出産、育児または介護を理由とした退職者について、退職前の勤務実績等を評価し、処遇の決定に反映させることを明記した再雇用制度を導入すること
- ② 上記制度に基づき、離職後1年以上経過している対象者を再雇用し、無期雇用者として6か月以上継続雇用すること。当初有期雇用労働者として再雇用した場合も、無期雇用契約を締結後6か月以上継続雇用すれば対象となります。

厚生労働省 HP 参照

